

# 仕様書

1 名称 緊急対応担当課用モノクロ複合機借受

2 規格及び数量 下記①または同等品とする

※ 同等品で応札する場合は、事前にカタログ等の仕様が確認できる資料を持参し、担当課から確認・承諾を得た上で投函すること。

		品名	型番	メーカー	数量	
①		RICOH MP 5055 SPF	312432	RICOH	1	
		給紙テーブル PB3210	317638	RICOH	1	
		ドキュメントフィーダーDF3090	319226	RICOH	1	
デジタルモノクロ複合機	同等品	同等条件(オプション対応可とする)			備考	数量
		【基本機能/コピー機能】				
		メモリ容量: 2.0GB以上		必須		
		HDD容量: 320GB以上		必須		
		複写サイズ: はがき~A3まで対応可能な機種とする。		必須		
		操作パネル: 10.1インチ以上のフルカラータッチパネルでありチルト機能を有すること		必須		
		ウォームアップタイム: 20秒以下		必須		
		スリープモードからの復帰時間: 8秒以下		必須		
		ファーストコピータイム: 3秒以下(A430)		必須		
		複写速度: モノクロ:55枚/分以上(A430)であること。(片面・両面同速であること)		必須		
		給紙方法: 用紙トレイ×3以上、手差しトレイ×1段以上を備えること。 ・1段あたり590枚以上給紙できるトレイ×2段以上 ・1段あたり1,075枚以上給紙できるA4トレイ(2セット)×1段以上 ・手差しトレイ(100枚以上給紙できるもの)×1段以上を有すること。		必須		
		ズーム: 25~400%(1%単位)に対応していること。		必須		
		解像度: 読み取り・書き込み時ともに 600×600dpi以上であること。		必須		
		原稿送り装置最大積載容量: 120枚以上		必須		
		原稿送り装置に水平移動機能がついており、厚い書籍等に垂直に圧をかけられること。		必須		
		外形寸法(フィニッシャーを含まない): W590mm×D670mm×H920mm以下		必須		
		最大消費電力: 1.5KW以下。		必須		
		【ネットワークプリンタ機能】				
		プリンター速度: 55枚/分以上(A430)以上であること。		必須		
		インターフェイス: イーサネット(1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T)、USB2.0に対応していること。		必須		
		プリンタードライバー上で、自動で面付けを行って製本印刷が可能な機能を有すること。		必須		
パソコンレスでUSBメモリやSDカードに保存されているデータ(JPEG,TIFF,PDF)を出力可能であること。		必須				
プリンタドライバ対応OS: Windows7/8/10 Windows Server2008/2008 R2/2012/2012 R2に対応していること。		必須				
【スキャナ機能】						
A3対応のネットワークカラーレススキャナとして使用可能なこと。		必須				
読込スピード: モノクロ80ページ/分 フルカラー80ページ/分以上の読込スピードを有すること。		必須				
PDF、TIFF、JPEG、高圧縮PDFの形式でデータ保存できること。		必須				
スキャンした文書をUSBメモリーやSDカードに直接保存できること。		必須				
【その他】						
環境影響化学物質の削減のRoHS指令に適合していること。		必須				
グリーン購入法に適合していること。		必須				

3 賃貸借期間  
令和2年7月1日 ~ 令和7年6月30日(60ヶ月)

4 納入及び検査場所  
札幌市児童相談所

5 連絡先  
札幌市児童相談所地域連携課(札幌市中央区北7条西26丁目)  
TEL:011-622-8620 FAX:011-622-8701 担当:竹重

## 6 特記事項

- 納入場所及び納入日時等について、事前に担当課と打ち合わせをすること。
- 納入の際、電源投入の上、印刷等の動作確認を行い使用できる状態で納品すること。
- 受注者は本体へのネットワーク設定とクライアントPCへのプリンタードライバーインストールと設定を行うこと。
- 受注者は本市の指定するファイルサーバーにScan画像を転送・共有する為のフォルダを作成し、使用できる状態で設定を行うこと。
- 納品時に発生した梱包材等については、受注者が持ち帰ること。
- 仕様書のオプションの取付を行ったうえ、納入すること。
- 契約履行確保のため、選定した製品のメーカー等出荷元からの出荷引受書を求めることがある。その場合、出荷引受書の提出が可能なることを契約(発注)の条件とする。
- 受注者は、賃貸借期間満了後における借受物品の処分について、担当課と協議することができる。